

四日市市告示第58号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

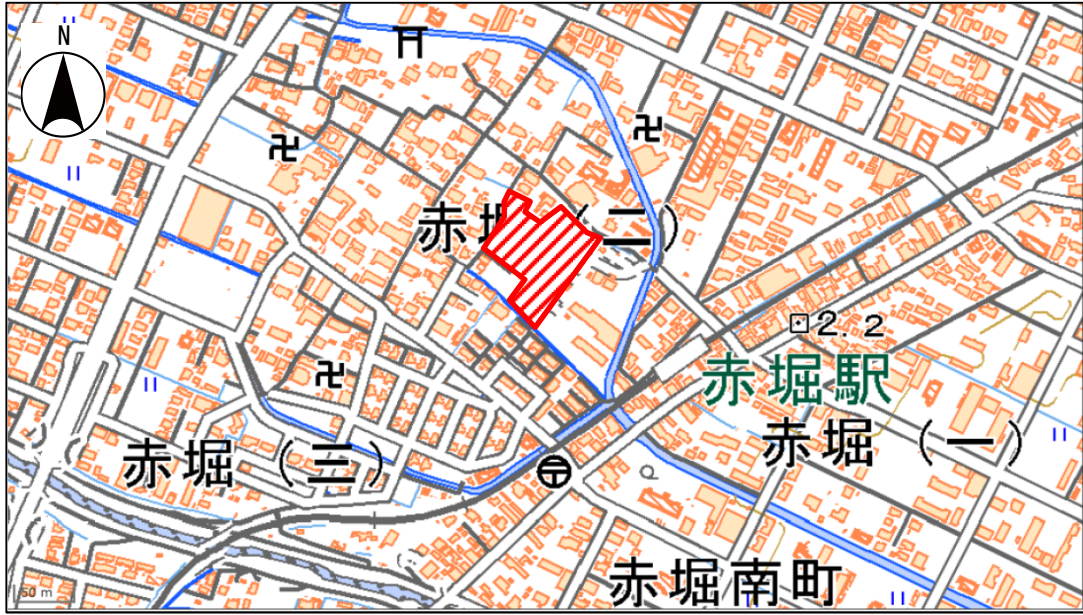
平成28年3月2日

四日市市長 田中 俊行

- 1 指定する区域
別図のとおり（四日市市赤堀二丁目2063番7の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

（環境部環境保全課）

土壤調査地点



(出典:地理院地図)

現地平面図

